

北九州市工事成績評定委員会運営要領

(趣旨)

第1 本規則は、北九州市請負工事成績評定要領第8条第2項に規定する工事成績評定委員会(以下「委員会」という。)の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第2 委員会は、次の事項について審議するものとする。

市が契約した工事で北九州市請負工事成績評定要領に基づき通知された評定点等について、受注者が説明を求めた場合の回答。

(委員会の委員及び組織)

第3 委員会は、次の者で構成する。

- (1) 技術監理局技術部長
- (2) 技術監理局契約制度課長、契約課長(いずれか一方)
- (3) 技術監理局検査課長
- (4) 技術監理局技術企画課長
- (5) 当該工事担当課長
- (6) その他委員長が指名する者

2 委員長は、技術監理局技術部長とする。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の召集)

第4 委員会は、委員長が召集する。

(事務局)

第5 委員会の事務局は、技術監理局検査課が行う。

附 則

この要領は、平成14年4月1日以降に契約する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日以降に契約する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成27年8月1日以降に契約する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日以降に契約する工事から適用する。